様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

（宛先）北茨城市長

北茨城市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付申請書

標記の支援金の交付を受けたいので、北茨城市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱第４条第１項の規定により申請します。

１　申請者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 氏　　名 |  |
| 住　　所 | 〒 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  | | |

２　支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない） | | 人 |
| 移住  支援金の種類 |  | 就業 |  | 起業 | 上記の内１８歳未満の者の人数  ※申請日が属する年度の４月１日時点 | | 人 |
|  | テレワーク |  | 関係人口 | 事前相談日 | 年　　月　　日 | |

３　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請日から５年以上継続して、本市に居住する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| （就業・起業・関係人口の場合のみ記載）  申請日から５年以上継続して、就業する・起業した事業を行う意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| （就業の場合のみ記載）  就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 |  | Ａ．３親等以内の親族に該当しない |  | Ｂ．３親等以内の親族に該当する |
| （テレワークの場合のみ記載）  北茨城市への移住の意思について |  | Ａ．自己の意思である |  | Ｂ．所属からの命令である |
| 過去１０年以内に申請者を含む世帯員として支援金を受給していない。 |  | Ａ．該当する |  | Ｂ．該当しない |
| 支援金の返還要件に該当する場合は、直ちに北茨城市へ報告し、返還手続きをする。 |  | Ａ．誓約する |  | Ｂ．誓約しない |

* 各種確認事項のＢに○を付けた場合は、原則支援金の支給対象となりません。

４　移住元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

５　特別区への在勤歴（特別区の在勤者に該当する場合のみ記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

６　移住後の生活状況（テレワークの場合のみ記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週 ・ 月 ・ 年　　　回程度 ／ 行くことはない  ／ その他（　　　　　　　　　）  ※原則、恒常的に通勤しないこと。 |
| テレワーク実施日数 | 転入日　　年　　月　　日～申請日までの勤務日数（　　　）  勤務日数のうちテレワーク実施日数（　　　）  勤務日数のうち通勤又は出張日数　（　　　） |
| 住宅取得 | 新築・購入　　　（名義人）申請者　・　同一世帯員  登記済  未登記（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （登記完了予定日　　　　 　　　　　　　　　） |

７　関係人口の内容（該当する欄に○を付けてください。）（関係人口の場合のみ記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 関係人口の内容 | 該当する |
| ①転入日より前に市の窓口に来訪し、移住に関する相談をした |  |
| ②県内の農林水産業（専業に限る）へ就業、または承継した |  |
| ③市において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている |  |
| ④市内の旅館民宿業へ就業、又は承継、起業する |  |
| ⑤市内の医療業へ就業又は起業（ただし医療関連国家資格を有している） |  |

【添付書類】

（１）　本人確認書類の写し

（２）　移住元の住民票の除票の写しその他の移住元の在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯員を帯同して移住した場合は、世帯全員分）

（３）　就業証明書（移住前の就業状況）（様式第２号）（本市へ転入する直前の１０年間のうち特別区に通算５年以上在住し、かつ転入する直前に、連続して１年以上特別区に在住していた場合を除く。）

（４）　在学期間証明書その他の大学等に通学していた期間を確認できる書類（特別区内の大学等に通学していた期間を特別区に通勤していた期間に算入する場合に限る。）

（５）　就業証明書（移住後の就業状況）（様式第２号の２）（就職に関する要件に該当する場合に限る。）

（６）　就業証明書（テレワーク用）（様式第２号の３）又は就業時間等申出書（テレワーク用）（様式第２号の４）（テレワークに関する要件に該当する場合に限る。）

（７）　申請者又は同一世帯の者が市内にて住宅を取得したことを確認できる書類

（８）　関係人口に関する要件を満たすことを確認できる書類（当該要件に該当する場合に限る。）

（９）　茨城県が実施する起業支援金の交付決定通知書の写し（起業に関する要件に該当する場合に限る。）

（別　紙）

北茨城市わくわく茨城生活実現事業移住支援金の交付申請に関する誓約書

１　わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び北茨城市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、北茨城市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。

（１）　偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたことが判明したとき：全額

（２）　支援金の申請日から３年未満に本市から転出したとき：全額

（３）　支援金の申請日から１年以内に支援金の交付決定を受けた際に就いていた職を辞したとき（就職に関する要件に該当する場合に限る。）：全額

（４）　わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消されたとき：全額

（５）　支援金の申請日から３年以上５年以内に本市から転出したとき：半額

３　申請者及びその世帯員いずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

４　支援金の支給を受けた後に実施される北茨城市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※　報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしませんが、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等をいたします。

５　茨城県及び北茨城市が、わくわく茨城生活実現事業の実施に際して得た個人情報につ

いて、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用すること及び当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村

に提供し、又は確認する場合があることに同意します。

６　北茨城市が支援金の交付を決定するにあたり、申請者及びその世帯員の住民基本台帳の記録状況について確認することに同意します。

　上記の事項について誓約します。

　　　　　年　　　月　　　日

申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　（署）